

知的財産戦略本部 御中

平成 17 年 4 月 26 日

## 意見書

本部員 久保利英明

### 1 模倣品・海賊版不拡散条約について

#### 《意見の趣旨》

模倣品・海賊版取引は、相当の規模で犯罪組織の資金源となっている点は看過することはできない。しかし、到底一国での対応では限界があることから、模倣品・海賊版不拡散条約の目的に模倣品・海賊版を製造国・地域から拡散させない旨を明記して、国際規範とするべきである。T R I P S 協定では規定されていない輸出時の水際措置等規制の導入についても、規制の対象とする事を検討するべきである。

#### 《具体的提言》

- ( 1 ) 模倣品・海賊版の個人輸入・個人所持により、国外からの模倣品・海賊版がわが国に多数流通することは看過できない事態であり、何等かの対策を講じる必要性がある。もっとも現行法体制下では模倣品・海賊版の個人輸入・個人所持自体は認められている。そのため、模倣品・海賊版不拡散条約で、個人輸入・個人所持の取り締まりを規定するためには、その前提として、商標法、特許法、著作権法の改正を行うか、新たな法律を制定して個人輸入等を違法することが必要となる。しかしながら特許権法等自体を改正するとなると、多大の困難が予測される。
- ( 2 ) 従って、新たな法律を制定して個人輸入等を違法とすることが望ましいが、その際規制する要件としては、少なくとも、当該個人が模倣品・海賊版であることという事実を知って、輸入、所持していることをどのように規定するか工夫が必要となる。  
なお、当該新法の内容としては、「権利保護基盤の強化に関する専門調査会」の竹田委員提出の私案も参考に早急に関係省庁で検討されたい。
- ( 3 ) 形態模倣については、現在国会審議中の不正競争防止法改正案において、同法に「不正な利益を得る目的で他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡、輸入した者について罰則を適用する」との規定を設けたため、当該要件に該当する形態模倣品は、税関の水際規制の対象となりうる。その点を模倣品・海賊版不拡散条約に明記するべきである。

## 2 インターネットを利用した侵害の対策強化について

### 《意見の趣旨》

これまで、インターネットを利用した権利侵害に対する対応策として、プロバイダ責任制限法を改正してプロバイダ等が発信者情報を開示する要件を緩和する方向での検討がなされてきたが、匿名による発信者の氏名情報等を開示することに対して、通信の秘密の保護観点から問題であることが指摘されてきた。

インターネットオークションサイトに反復継続して出品する者は、そもそも自らホームページを開設したり、電子メールで品物を販売する業者と同じであり、特定商取引法に関する法律（以下「特定商取引法」という）上の「通信販売」に該当するのであるから、同法の広告規制を受けるものであり、上記販売業者等とされたインターネットオークションサイト出品者の氏名等情報は、顕名で開示されるべきである。

### 《具体的提言》

以上の観点から、次に、インターネットオークションにおける海賊版・模倣品に対する具体的対応策を述べる。

- (1) インターネットオークションサイトに反復継続して出品する者を、明確な定義を設けた上で販売業者又は役務提供業者とし、その上で、インターネットオークションサイトに出品して販売する場合もいう『通信販売』に該当することを同法上で明確にしたうえで、同法11条1項5号、経済産業省令8条1項1号により、販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号その他を表示しなければならないとするべきである。
- (2) さらに、プロバイダ責任制限法を改正し、プロバイダに、特定商取引法記載の出品者情報等の開示義務を負担させた上で、プロバイダがあらかじめ保有している情報とインターネットオークションサイトに掲載された出品者情報等が異なる場合は、特定商取引法違反の発信者が発信した情報を削除し、さらに権利者や詐欺被害者からの請求に応じて、発信者情報を開示すべき義務をプロバイダに負わせるべきである。
- (3) かかる改正により、権利侵害自体の判断義務をプロバイダに負担させることなく、情報開示義務違反の有無という、プロバイダにとって判断が容易な基準により、インターネットオークションを利用する詐欺や商標法等違反の防止効果を得ることができる。この際、販売業者又は役務提供業者の定義を明確にして、みだりに個人が匿名で不要品を交換、販売する自由を侵害しないように注意するべきである。  
特定商取引法及びプロバイダ責任制限法の双方を改正することにより、消費者に対し、出品者、出品物に関する適正な情報を開示することを可能にし、かつ当該情報を開示しない販売業者等に対しては、インターネットオークション出品情報を削除したり、発信者情報の開示請求をできることとするべきである。
- (4) なお、特定商取引法は、平成16年、同法12条が規定する経済産業省令の改正が審議され、同省令11条3号に「商品の原産地もしくは製造地、商標又は製造者名」が追加され、商標法違反の広告に対しても、特定商取引法が適用されることとなった。従って、同法に基づき、商標法違反の広告を行なった販売業者又は役務提供業者を取り締めることは可能であることを付言する。